

資料編一覧表

1	・令和5年度市内小中学校の在籍数、学級数
2	・学びあい、つながりあい、未来に輝く さやまっ子
3	・さやまの支援教育
4	・子どもが毎日、笑顔で過ごすために
5	・取り組み成果リーフレット
6	・大阪狭山市立学校園で働くみなさんへ～教育活動を行う際の留意事項について～
7	・啐啄(159号～162号)
8	・学校給食における食物アレルギー対応について
9	・狭山池シンポジウム2023「狭山池と水―史跡から考えるくらしと水環境―」
10	・令和5年度大阪狭山市立郷土資料館企画展「1970大阪万博と狭山ニュータウンの時代」
11	・市立幼稚園、認定こども園、民間保育所、小規模保育事業の在籍数、定員数
12	・あおぞら、あそびのひろば(公民館、幼稚園、公園)
13	・利用者支援事業 - 利用のご案内 -
14	・大阪狭山市発達障がい児等支援事業「手をつなGO！」
15	・ペアレントトレーニング～つながろう～
16	・大阪狭山市子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)【国施策】
17	・大阪狭山市子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親以外の世帯分)【国施策】
18	・未就園児事業チラシ.(東幼稚園)
19	・未就園児事業チラシ.(半田幼稚園)
20	・未就園児事業チラシ.(東野幼稚園)

園児・児童・生徒・教職員数

【令和5年度 5月1日】

園名	職員数	園児数・学級数				計
			3歳児	4歳児	5歳児	
東	12	園児数	25	26	27	78
		学級数	2	1	1	4
半田	8	園児数	15	16	20	51
		学級数	1	1	1	3
東野	8	園児数	13	14	13	40
		学級数	1	1	1	3
計	28	園児数	53	56	60	169
		学級数	4	3	3	10

学校名	職員数	児童数・学級数（支援学級については内数）												計		
			1年		2年		3年		4年		5年		6年		支援学級	
東	52	児童数	4	166	1	157	4	163	2	151	3	141	10	139	24	917
		学級数	5		5		5		5		4		4		4	28
西	29	児童数	2	77	1	65	5	72	6	67	9	63	6	50	29	394
		学級数	3		2		2		2		2		2		5	13
南第一	23	児童数	2	35	1	41	0	41	3	36	0	33	4	40	10	226
		学級数	1		2		2		1		1		1		2	8
南第二	35	児童数	2	89	2	82	1	90	4	79	2	86	5	86	16	512
		学級数	3		3		3		3		3		3		4	18
南第三	20	児童数	0	20	2	29	3	35	1	31	4	44	2	36	12	195
		学級数	1		1		1		1		1		1		3	6
北	34	児童数	3	87	2	97	4	76	5	82	1	92	7	74	22	508
		学級数	3		3		3		3		3		3		4	18
第七	37	児童数	1	75	5	87	7	93	4	65	6	68	4	87	27	475
		学級数	3		3		3		2		2		3		5	16
計	230	児童数	14	549	14	558	24	570	25	511	25	527	38	512	140	3,227
		学級数	19		19		19		17		16		17		27	107

園名	職員数	園児数・学級数				計
			3歳児	4歳児	5歳児	
こども園	50	1号認定	6	8	12	26
		2号認定	28	28	26	82
		学級数	2	2	2	6
計		園児数	34	36	38	108

学校名	職員数	生徒数・学級数（支援学級は内数）								計
			1年		2年		3年		支援学級	
狭山	45	生徒数	4	205	7	217	7	206	18	628
		学級数	5		6		5		4	20
南	38	生徒数	9	169	6	153	5	167	20	489
		学級数	4		4		5		4	17
第三	34	生徒数	1	115	5	161	2	132	8	408
		学級数	3		4		4		2	13
計	117	生徒数	14	489	18	531	14	505	46	1,525
		学級数	12		14		14		10	50

小中学校合計		
児童生徒数		4,752
学級数		157
内 支 援 学 級	児童生徒数	186
	学級数	37

学びあい、つながりあい、未来に輝く さやまっ子

自分らしく、いきいきと学び、さやまを愛する子

社会を生き抜く力の育成

- ・主体的・対話的で深い学びの実現
- ・道徳教育や人権教育の充実
- ・不登校、問題行動の未然防止
- ・体力の向上、食育の推進 など

一人ひとりを大切にする教育

- ・いじめ防止、多様性理解の促進
- ・キャリア教育や防災教育の推進
- ・子ども理解とインクルーシブ教育の充実
- ・ICTの活用による、学びの充実 など

保育・教育環境の充実

- ・コミュニティ・スクール制度の導入による学校の活性化
- ・指導体制の充実、働き方改革の推進
- ・校種間の連携 など

ふるさと さやま 学習

- ・郷土理解を深めるための学習の推進
- ・地域人材との連携による学習の推進
- ・市立図書館とのさらなる連携

など

学校園所・家庭・地域の連携・協働

取組みの重点

- ・一人ひとりの教育的ニーズに対応した指導・支援の充実
- ・教職員の人権意識の向上とチームワークづくり、働き方改革の推進
- ・家庭や地域との連携による、安全で楽しい学校園づくり
- ・学習指導要領等の趣旨をふまえたカリキュラム・マネジメントと学習評価の充実

校種を越えた連携を深め、学びの連続性と一貫性を踏まえた取組みを

保育所・幼稚園・こども園

「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を方向目標とし、子どもたちの未来に向かう力（非認知能力）をのばし、小学校教育との円滑な接続を

小学校

就学前と中学校との円滑な接続をめざした指導を充実させ「求められる資質・能力」にもとづく指導と評価の充実を

中学校

「義務教育修了時までに求められる資質・能力」にもとづく、小中学校9年間を貫く指導と評価の充実を

義務教育終了後



大阪狭山市内の学校園等 所在地



小 学 校

東小学校	狭山三丁目 2497 番地の 1 ☎365-0044 http://higashi-es.osakasayama.ed.jp/
西小学校	今熊一丁目 22 番地 ☎366-1004 http://nishi-es.osakasayama.ed.jp/
南第一小学校	西山台三丁目 2 番 1 号 ☎365-3437 http://m1-es.osakasayama.ed.jp/
南第二小学校	大野台三丁目 23 番 1 号 ☎366-1838 http://m2-es.osakasayama.ed.jp/
北小学校	池尻北二丁目 20 番 7 号 ☎366-0072 http://kita-es.osakasayama.ed.jp/
南第三小学校	西山台六丁目 19 番 7 号 ☎366-0075 http://m3-es.osakasayama.ed.jp/
第七小学校	東茱萸木二丁目 865 番地 ☎366-0033 http://dai7-es.osakasayama.ed.jp/

中 学 校

狭山中学校	狭山四丁目 2272 番地の 2 ☎365-0071 http://sayama-jh.osakasayama.ed.jp/
南中学校	大野台三丁目 2 番 1 号 ☎365-7200 http://minami-jh.osakasayama.ed.jp/
第三中学校	茱萸木二丁目 397 番地 ☎366-0082 http://dai3-jh.osakasayama.ed.jp/

子育て支援センター (ぽっぽえん)	西山台三丁目 2 番 1 号 ☎360-0022
子育て支援・世代間交流センター (UPつぶ)	狭山四丁目 2303 番地の 2 ☎(子育て交流ひろば)360-4320 ☎(世代間交流ひろば)360-4321
教育支援センター フリースクールみ・ら・い	狭山三丁目 2531 番地の 1 ☎368-0909

幼稚園・認定こども園・保育園

東幼稚園	狭山三丁目2555番地の1	☎365-0124	http://www.city.osakasayama.osaka.jp/ 施設一覧 (子育て・教育)
半田幼稚園	半田二丁目269番地	☎367-1823	
東野幼稚園	東野中二丁目22番地	☎366-1663	https://www.mitsuhsa-fukushikai.jp/annai/yamamoto
こども園 (0～3歳児施設) (4～5歳児施設)	西山台六丁目19番5号 西山台六丁目19番12号	内線 321 ☎366-0080 ☎366-0076	
山本こども園	山本中353番地の2	☎360-7000	http://kansyukai.or.jp/onodai/
大野台こども園	大野台三丁目23番1号	☎366-8957	http://kansyukai.or.jp/tsubomi/
つばみこども園	東茱萸木三丁目2283番地の1	☎367-3344	https://www.ohtani-kinder.ed.jp
大谷さやまこども園	今熊一丁目50番地	☎349-6084	https://www.mitsuhsa-fukushikai.jp/annai/kirari
きらりこども園	金剛二丁目13番16号	☎366-3707	https://www.mitsuhsa-fukushikai.jp/annai/ikejiri-nana
池尻ななこども園	池尻中一丁目35番41号	☎290-7731	https://www.mitsuhsa-fukushikai.jp/annai/ikejiri
池尻保育園	池尻中一丁目12番8号	☎367-2020	https://hoiku-lumbini.org/
ルンビニ保育園	池尻北二丁目20番23号	☎365-8808	https://m-tsubasa.ed.jp/karin/
花梨つばさ保育園	半田五丁目215番地の1	☎366-0283	http://kansyukai.or.jp/
夢の実保育園	半田六丁目1133番地の1	☎367-3700	https://sunnyside-english.com/2_information/sayama.html
小規模保育 サニーサイド	山本東18番地の25	☎349-8801	https://kujira-nishiyamada-s-hoikuen-osaka.edumap.jp/
西山台くじら小規模保育園	西山台一丁目25番14号	☎247-4810	

関係連絡先

※1 通級指導教室

通常の学級に在籍し、週1～3時間程度別室で、自立活動の指導を行います。市内小・中学校10校に設置しています。

※3 支援学級

障がいの種別ごとの少人数学級で、子ども一人ひとりに応じた教育を行います。市内の小・中学校に設置しています。

※2 通常の学級

ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくりに取り組み、教科によっては、少人数指導やティームティーチングを行っています。支援が必要な子どもには、個別の指導計画を立てて指導します。

※4 支援学校

専門性を生かした教育を行う学校です。近隣では、富田林、藤井寺、羽曳野、視覚支援、聴覚支援等の支援学校があります。

心配なことや不安なことがあれば相談してください

大阪狭山市

子育て支援グループ（市役所内）

TEL：366-0011（内線314）

・0歳から18歳までの子どもとその家族等の相談全般

大阪狭山市保健センター

TEL：367-1300

・健康や育児に関する相談

子育て支援センター「ぽっぽえん」

TEL：360-0022

子育て支援・世代間交流センター「UPっぶ」

TEL：360-4320

・育児・発達に関する相談

基幹相談支援センター（市役所南館1階）

TEL：365-1144

・障がい児・障がい者の生活相談

学校教育グループ（市役所内）

TEL：366-0011（内線809）

・就学相談、教育相談全般
・巡回相談の実施

フリースクールみ・ら・い

TEL：368-0909

・進路選択支援相談
・特別教育相談

大阪府

大阪府富田林子ども家庭センター

TEL：0721-25-1131（代）

・子どもの問題や発達に関する相談

大阪府富田林保健所

TEL：0721-23-2683

・保健師等による専門的な相談や支援サービスの提供

大阪府教育センター「すこやか教育相談」（電話、面接及びEメールによる相談）

保護者からの相談（さわやかホットライン）TEL：06-6607-7362 sawayaka@edu.osaka-c.ed.jp

教職員からの相談（しなやかホットライン）TEL：06-6607-7363 sinayaka@edu.osaka-c.ed.jp

大阪狭山市近くの支援学校（府立学校）

■富田林支援学校 TEL：0721-34-1675

■藤井寺支援学校 TEL：072-973-1313

■羽曳野支援学校 TEL：072-958-5000

■視覚支援学校 TEL：06-6693-3471

■堺聴覚支援学校 TEL：072-257-5471

大阪狭山市教育委員会

大阪狭山市狭山1丁目2384の1 TEL：072-366-0011（代）

さやまの支援教育

～一人ひとりのニーズに応じた教育をめざして～

支援教育とは・・・

すべての子どもが学校での生活の中で自分らしさを発揮し、成長できるよう、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な指導や支援を学校全体で行う教育のことです。大阪狭山市の全ての学校において、取組みを推進しています。

支援教育の充実のために

～障害者差別解消法が施行されました～

- ノーマライゼーションの理念に基づき、これまでの支援教育の取組みを継承・発展させ、すべての障がいのある子どもの社会参加と自立をめざす指導の強化を図ります。
- 支援教育コーディネーターを中心に、全教職員による校内支援体制を充実させるとともに、互いに認め合える集団づくりを促進します。また、一人ひとりの障がいの状況や保護者の願い等を的確に把握した上で、「個別の指導計画」を作成し、合理的配慮によるきめ細かな指導に努めます。
- 授業のユニバーサルデザイン化を積極的に推進し、基礎的環境整備を充実することで、すべての児童生徒がわかる喜びを実感できる授業づくりを推進します。
- 子どもネットワーク協議会をはじめとした関係機関との連携を通じて、乳幼児期からの継続的な相談・支援体制の充実を図るとともに、就学にあたっては、個々の教育的ニーズや思いを尊重し、就学支援委員会および保健・医療・福祉・労働等の関係諸機関との連携の強化に努めます。

大阪狭山市教育委員会

令和3年4月

障がい理由とする差別の解消の推進に関する法律

障害者差別 解消法

平成28年4月1日施行

この法律は、障がいのある人への差別をなくすことで、障がいのある人と障がいのない人がともに生きる社会をつくることをめざしています

行政機関等（学校を含みます）では、

- 障がいを理由とした不当な差別的取扱いが禁止されます。
- 障がいのある人に対して、合理的配慮を行う義務があります。

★「障害者差別解消法」と、「ともに学び、ともに育つ」教育がめざすものは同じもの

大阪府ではこれまでも、共生社会の実現に向けて、障がいのある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実を図り、すべての子どもが互いを尊重し高め合える「ともに学び、ともに育つ」教育を進めてきました。「障害者差別解消法」と、大阪府が進めてきた「ともに学び、ともに育つ」教育がめざすものは同じです。

これまでの取組みを大切にしながら、各学校で「障害者差別解消法」に則った適切な対応を行い、共生社会の実現に向けての取組みを一層進めていきましょう。

(1) 障がいを理由とした不当な差別的取扱いとは

障がいがあることで正当な理由なく教育の機会の提供を拒否したり、場所・時間帯などを制限したり、障がいのない子どもに対しては付かない条件を付したりするような行為は、不当な差別的取扱いとして禁止されます。

●●● 不当な差別的取り扱いとなりうる例 ●●●

- ・障がいがあることを理由に受験を拒否すること
- ・障がいがあることを理由に入学を拒否すること
- ・障がいがあることを理由に授業や部活動への参加を拒否すること
- ・障がいがあることを理由に校外での教育活動への参加を拒むことや、これらを拒まない代わりとして正当な理由のない条件を付すこと

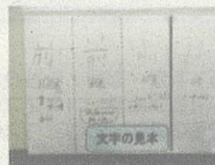


(2) 合理的配慮とは

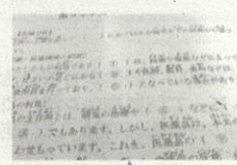
障がいのある子どもやその保護者から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、社会的障壁を取り除くために、負担が過度でない範囲で、必要で合理的な配慮（合理的配慮）を行います。

合理的配慮の例

- ◆物理的環境への配慮や人的支援の配慮
- ◆意思疎通の配慮
- ◆ルール・慣行の柔軟な変更



文字の見本



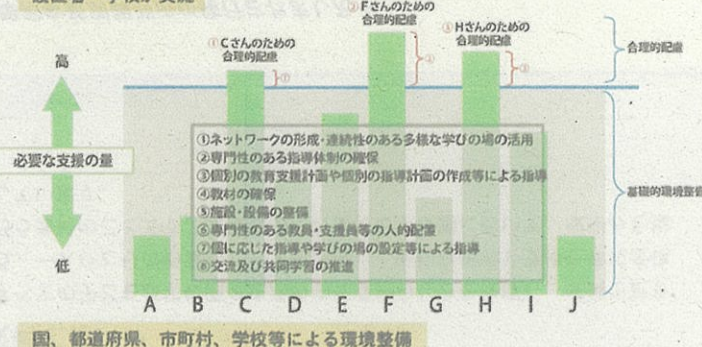
ルビうち

(3) 合理的配慮と基礎的環境整備

合理的配慮の基礎となる環境の整備を「基礎的環境整備」といいます。「基礎的環境整備」を進めるに当たっては、ユニバーサルデザインの考え方も考慮しつつ進めることが重要です。教室環境のみならず指導法や集団づくりも含めた環境を整えることにより、すべての子どもにとって学びやすい授業づくりを進めます。

★合理的配慮と基礎的環境整備の関係

設置者・学校が実施



(4) 合理的配慮の検討に当たって

ポイント

本人・保護者と学校園が、丁寧に話し合うことが大切です。学校園として、組織的な相談体制を整備しましょう。

◆参加する機会を保障する

入学時には、子どもや保護者の了解を得たうえで校種間での引継ぎを行い、継続的な支援ができるように努めます。

◆聞き、話し合う

求められている対応ができない場合でも、代替手段がないか、今できることは何かなどを組織的に検討し、子どもやその保護者に伝え、共通理解を図ります。

◆柔軟に対応する

子どもの発達や周囲の環境の整備・変化等により、必要とされる合理的配慮は変わるので、定期的に見直すとともに、柔軟に対応していくことが求められます。

子どもへの理解を深めるために

子どもがかかえる困難に気づくことが支援のスタートです！

ことばで相手の気持ちを理解したり、自分の気持ちを伝えたりするのが難しく困っている

持ち物の整理ができなくて困っている

リズムに合わせた運動や文房具の扱いなどがうまくできなくて困っている

どんなことで、困っているの？

状況の変化に対応した気持ちの切り替えができなくて困っている

読んだり、書いたり、計算したりするのが難しく困っている



◎大阪狭山市の学校園では、こんな工夫をしています！

「当番の仕事」をするとき

- ・仕事の順序をわかりやすく示す
- ・片づけが終わったら、ほめる

「予定変更」のとき

- ・変更の理由をわかりやすく伝える
- ・「〇〇したかったよね」と子どもの立場で共感し、がまんできたことを評価する

「話す」「聞く」とき

- ・絵や写真、文字、ジェスチャーなど、視覚支援を行う
- ・指示は、短く具体的に少しずつ伝える

「運動」や「ゲーム」をするとき

- ・約束やルールははじめに確認する
- ・がんばろうとしたときなど、結果ではなくその過程を評価する



「読む」「書く」とき

- ・文字やマス目を大きくする
- ・一行がわかりやすいように示したり、色を変えたりする
- ・読みの流暢性を高めるMIM指導※を小学校1年生の全児童に実施する

授業のとき

- ・めあてを明確にし、1時間の見通しが持てるようにする
- ・子どもが活動を選択できる場面を入れる
- ・短い時間で活動を区切り、意欲が持続するように工夫する
- ・「立つ」「体を動かす」などの活動を入れる
- ・ICT機器の活用などによる視覚支援を取り入れる
- ・学習環境を整備し、集中しやすいようにする

※MIM指導(多層指導モデル)

MIM指導は、小学校1年生で、すらすら文章が読めるように、小さい「つ」「や」「ゆ」「よ」等特殊音節を含む語を確実に習得することをめざす指導法です。定期的にチェックしながら、つまずきを早期に発見し、適切な支援を行うことが、学力を伸ばすことにつながります。

一人ひとりのニーズに応じた支援のために

＜各学校の支援の流れ＞

チェックリスト・MIM-PM指導の活用

保護者の願いや考え

専門家の助言

子どもがかかえる困難に気づく

必要な支援について考える

個別的教育支援計画
個別の指導計画

実践する

評価する

◎大阪狭山市の支援教育推進体制

※1～4の説明は、裏表紙に記載されています。

大阪狭山市支援教育連携協議会
～子どもネットワーク～

＜構成員＞

- 学校園(保幼小・小・中)
- 子ども家庭センター ■教育委員会
- 保健センター ■保健所
- 支援学校リーディングチーム
- 関係機関 等

●学校からの要請を受けて、専門家が相談に応じます(保護者の相談も可)
相談員を学校に派遣する巡回相談も、行なっています。

専門家チーム

巡回相談チーム



サポートブック「さやま」・個別的教育支援計画

教育委員会 保育園 幼稚園 小学校 中学校 市内各学校

就学支援委員会

通級指導教室※1

校内委員会

支援教育コーディネーター

通常の学級※2

支援学級※3

支援学校(府立学校)※4

●子どもや保護者の意向を把握し、就学先の決定に必要な情報を提供するとともに、就学後も継続した相談や指導を行います。

●関係機関との連携を進めたり、保護者からの相談を受ける窓口となる教員です。各学校で支援のための連絡・調整を行います。

●子どもの実態を把握し、支援内容について検討します。取り組みの評価を行い、個別の指導計画に基づく支援内容や支援体制を見直します。

●個別的教育支援計画
乳幼児期から学校卒業後まで一貫した長期的な支援ができるよう、保護者や関係機関と連携して作成するものです。

●個別の指導計画
支援を必要とする子ども一人ひとりに応じて工夫し、学校における指導目標や指導内容等を記入します。学期や学年ごとに作成されます。

◎教員の専門性を高めるために

- ★発達障がいに関する教職員等の理解啓発・専門性の向上事業(文部科学省指定 H28～29)
- ★発達障がいの可能性のある児童生徒に対する早期支援研究事業(文部科学省指定 H26～27)
- ★通常の学級における発達障がい等支援事業(大阪府教育委員会指定 H25～26)
- ★子ども理解推進教師研修(子どもの発達に関する専門性の高い教員の育成)他
大阪狭山市教育委員会では、文部科学省や大阪府教育委員会の指定を受けて、教員の専門性を高める事業や研修会を積極的に実施しています。

発達障がいの可能性のある児童生徒に対する早期支援研究事業

大阪狭山市では、文部科学省の指定を受け、研究に取り組みました。

研究テーマ

発達障がいのある子どもに配慮した授業づくり・集団づくり

～MIM指導（多層指導モデル）の活用によるつまずきの早期発見と、どの子ども理解しやすい指導方法の工夫～

目的

OMIM-PM（子どもの伸びを捉え指導につなげるアセスメント）と文部科学省のチェックリスト等を使って、市内の全小学校1年生の子どもの実態を把握します。

○読み課題が見られた子ども（3rdステージに該当する子ども）全員に対して、特化した指導を行います。

○学級全体の習得度を把握し、指導の工夫改善に活かします。

○全小学校に設置している通級指導教室における個別指導を充実して早期支援を図ります。

○どの子どもわかりやすい授業を展開するために、ユニバーサルデザインの視点を考慮した基礎的環境整備を進めます。

さらなる取組みの充実をめざして

1. 保護者全体への発信

保護者と学校が共通理解を図りながら取り組むことが大切であるという観点で、発信方法を工夫します

2. 集団づくり

集団において、それぞれの子どもの役割を果たし活躍する場面、集団の中で他から認められる場面を意識的に作り、自尊感情や自己有用感を高める指導と評価を行います

3. 学校としての「スタンダード※」を構築

※「スタンダード」…すべての子どもにとって、生活しやすく学びやすい環境を提供するための標準

- ◆みんなで理解し、みんなで育てる体制を築きます
- ◆教室環境・学習や生活のきまりなど、学校として統一し、一貫性のある学級経営をします
- ◆話し方、指示や声かけ、板書やノートなど、どの子どもにも分かる授業づくりを工夫します
- ◆集団・個別それぞれの場面での、特性に応じた指導・支援を推進します

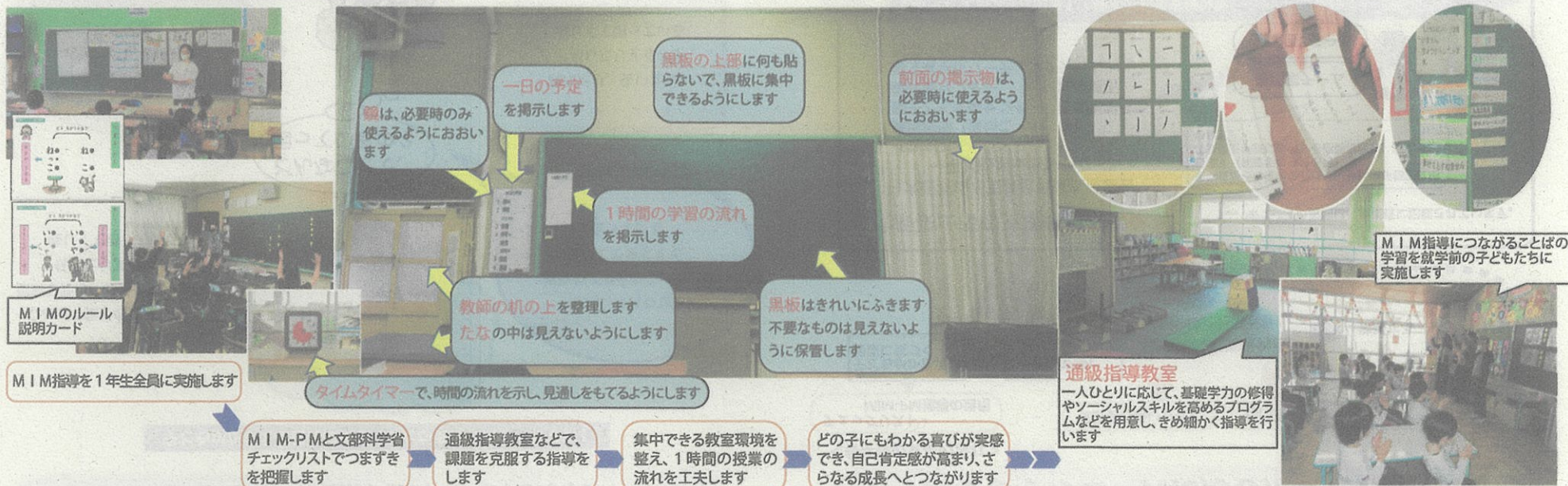
♡ おおさかさま学校園教職員の実践10か条（関連項目）

1条. 子どもの特性を理解し、小さな成長に気づき、褒めて自信をつけます

4条. どの子ども活躍できる場をつくります

5条. 教職員チームの一員として、気持ちをそろえて取り組みます

具体的な取組み



いじめられる子もいじめの子も、さまざまなサインを出しています。身近な子どもに次のような変化がないか、保護者や地域の皆様にも一緒に見守っていただきますよう、ご協力をお願いいたします。

- ささいな言葉にイライラしたり、反抗したりする。
- 家族や近所の人との接触をさせ、何か隠しているような気配が感じられる。
- 普段持っている物がなくなったり、物をほしがったりする。
- 遊びの中で笑いものにされたり、からかわれたり、命令されたりしている。
- 衣服に汚れや破れ、あざやすり傷などがみられる。
- 仲間に入らず、一人でぼつんと過ごしている。等



いじめに気づいたら

いじめかなと思ったら

勇気を出して相談してください。

いっしょに考えましょう！！

相談機関名	電話番号	住所・メールアドレス
◆大阪狭山市教育委員会	072-366-0011 (内線809)	大阪狭山市狭山1丁目2384-1 gakkou@city.osakasayama.osaka.jp
◆大阪狭山市教育支援センター 「フリースクールみ・ら・い」	072-368-0909	大阪狭山市狭山3丁目2531-1
◆大阪府すこやか教育相談24 24時間対応 (PHS・IP電話からはつながりません)	0120-0-78310	
◆大阪府すこやかホットライン (子ども向け)	06-6607-7361	大阪府教育センター内 大阪府住吉区苅田4丁目13-23 sukoyaka@edu.osaka-c.ed.jp
◆大阪府さわやかホットライン (保護者向け)	06-6607-7362	

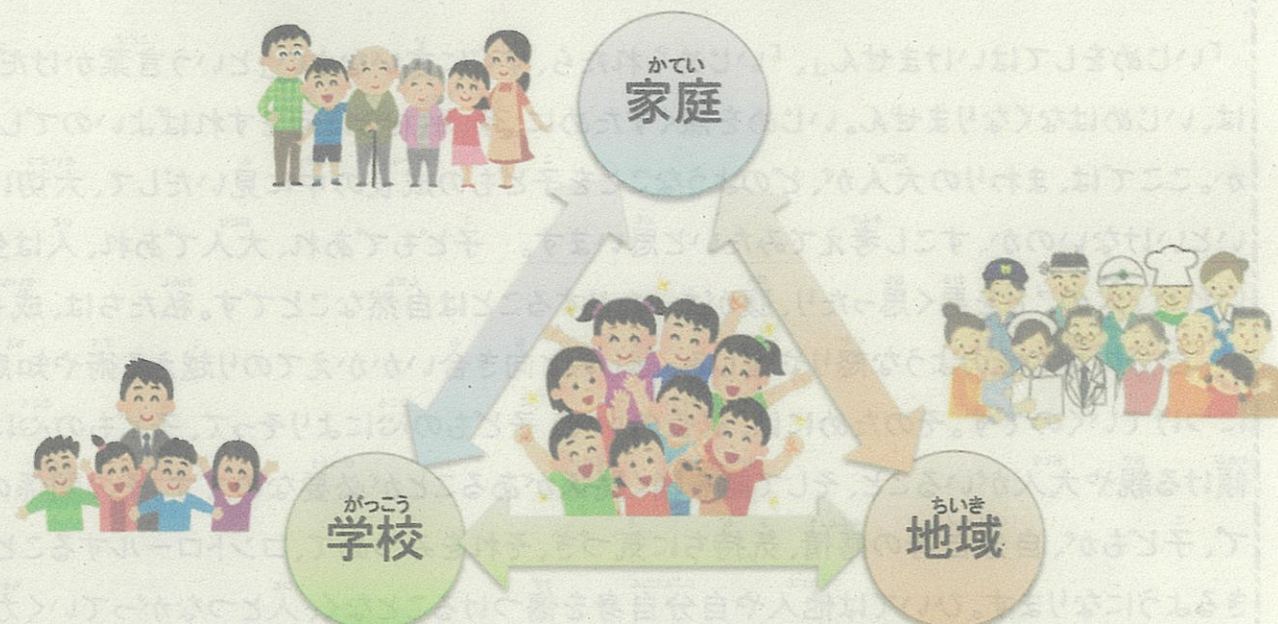
◆大阪狭山市立学校の電話番号

東 小学校	072-365-0044	北 小学校	072-366-0072
西 小学校	072-366-1004	第七 小学校	072-366-0033
南第一 小学校	072-365-3437	狭山 中学校	072-365-0071
南第二 小学校	072-366-1838	南 中学校	072-365-7200
南第三 小学校	072-366-0075	第三 中学校	072-366-0082

おおさかさまし ほごしや ちいき
大阪狭山市の保護者や地域のみなさまへ
まいにち えがお す

子どもが毎日、笑顔で過ごすために

— 社会全体で、いじめを許さない環境づくりを —



いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を奪い、心身の健全な成長や人格の形成に影響を与えるだけでなく、その生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれがある、人権に関わる重大な問題です。

「いじめを決して許さず、子どもの尊厳を守り抜く」という決意のもと、大阪狭山市各小・中学校では「いじめ防止基本方針」を策定し、いじめ事象の早期発見や早期解決に努めています。各校の「いじめ防止基本方針」では、いじめが疑われる事象に気づいた場合は、すみやかに「いじめ対策委員会」を開き、教員が役割分担して組織的に対応することが定められています。今後も「いじめ防止基本方針」に基づき、心身の苦痛を感じている子どもの思いをしっかりと受け止めるとともに、いじめ事象や子どもの不安感の解消に向けて、教職員一丸となって取り組んでまいります。

保護者や地域の皆様におかれましては、本リーフレットを通して学校の取り組みや子どもの状況について知っていただき、いじめから子どもを守る「学校」「家庭」「地域」のつながりの一員となっていれば幸いです。今後も社会全体でいじめを「しない・させない・ゆるさない」子どもを育成できるよう、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

令和4年(2022年)9月
おおさかさまし きょういくいいんかい
大阪狭山市教育委員会

いじめをなくすために



大阪狭山市いじめ問題等対策委員のみなさんからのメッセージです。

未来ある子どもたちのこれからの生活と一緒に見守っていきましょう。

『いじめをなくすために、大人ができること』：帝塚山学院大学 人間科学部 西川 隆蔵

「いじめをしてはいけません」、「いじめられたら、すぐに言いなさい」という言葉かけだけでは、いじめはなくなりません。いじめを無くすために、今、私たちは何をすればよいのでしょうか。ここでは、まわりの大人が、どのようなことを子どもの成長の中に見いだして、大切にしないといけないのか、すこし考えてみたいと思います。子どもであれ、大人であれ、人は生きていけば、人のことを悪く思ったり、腹がたったりすることは自然なことです。私たちは、成長の中で、自分の中のそのような怒りや憎しみ、悲しみと向き合いかかえてのり越える術や知恵を身につけていくのです。そのためには、成長の中で、子どもの心によりそって、子どもの心に耳を傾ける親や大人がいること、そして話を聴く関係があることが必要なのです。その関係の中で、子どもが、自分自身の感情、気持ちに気づき、それをみつめて、コントロールすることができるようになります。ひいては他人や自分自身を傷つけることなく、人とつながっていく力が育つのです。この力がいじめを無くすことにつながります。またいじめられてつらいとき、すなおにまわりの人、大人にその胸のうちのうちあけることができる関係をもつことができるようになります。腹がたつとき、誰かを憎いと思う気持ちをもったとき、つらいとき、悲しいときに、誰かに話ができる力が、子どもたちの中に育つ関係や環境づくりを考えることが家庭や学校、地域の大人の役割だと思っています。

『しない、させない、ゆるさない』：大阪弁護士会 里井 義昇

いじめは、人の尊厳を傷つけ、強要罪、暴行罪、恐喝罪等の様々な犯罪行為にも該当する、絶対に行ってはならない行為です。

いじめを「しない、させない、ゆるさない」とのルールを子どもたちとともに意識し、心のアンテナの感度を少しだけ上げて、温かく子どもたちを見守ってあげていただけませんか。よろしく願いいたします。

『いじめについての大人の役割』：保護司 菊屋 英一

いじめをなくすためには、まず、大人が子どもたちのいじめについてのサインに早い段階で気づく。そして、緊急避難的措置として、当事者である二人の間に適切な距離を確保するなど現状の改善を図る。その上で、いじめの真相究明を行い解決に導くというプロセスが大切であるといわれており、いじめにかかわっておられる方々は、日々問題解決のために悪戦苦闘しておられますが、残念ながら、いじめ問題は今後も続いていくと言わざるを得ません。

このような中、保護者、学校、地域の我々大人が、いじめという子どもたちの将来にも大きく関わる問題を一日も早く解決するために、我が事として連携し、それぞれの立場で何をすべきか、何ができるのかを自覚し、引き続き努力していけたらと思います。

『何がいじめなの?』：スクールカウンセラー 福西 和世

いじめとふざけは何がちがうの? どのコトバがいじりやからかいになるの? どのコトバなら楽しく笑い合えるの? 何が暴力なの? どこまではじゃれあいなの? 痛いとかだめなの? 痛くないならいいの? そっとしておくのと無視するはどうちがうの? こんなこと 自分なら 平気だよ。でも 相手は 傷つくかもしれない。それを どうやって知るの? 勇気を出して聞いてみよう! 勇気を出して伝えてみよう! それがとても大切なこと。

『小さなサインに気づく繋がりを大切に』：スクールソーシャルワーカー 福井 弥生

“なんだかいつもと違うな”という、子どもたちの小さなサインに、家庭・学校・地域でいち早く気づくことがいじめをなくすきっかけになります。コロナ禍が予想以上に続き、人と人との繋がりが薄れてしまいそうな日もあります。そんなときこそ、子どもたちが、自分自身を、友達を大切にできるよう、どんな時でも大人も子どもも皆がより良い関係でありますように。

『会話を大切に』：市民生活部市民相談・人権啓発グループ 田中 廣江

子どもの人権を侵害するいじめは、人としての尊厳を傷つけ、生活を奪い、人を不幸に陥れるもので、絶対に許すことはできません。いじめをなくすためには、一人ひとりがお互いの存在を認め合うことではないでしょうか。それは、私たち周りの大人がしっかりと子どもたちに向き合い話を聴くことで、子どもたち自身の存在感を高められると思います。保護者や地域の見守り隊の方々と会話によって「あなたを見えていますよ」という発信をしていただきたいと思います。

つきたい力

- ・主体的に読書に取り組む力
- ・図書を活用するかインターネットを活用するかを判断しながら、主体的に課題解決に取り組む態度

取組みの概要・ポイント

- ・意欲的に情報を収集し、知識を身に付けられる環境の整備を行った。
- ・子どもが図書やインターネットを活用して情報を集める場面を意図的に設定し、資料やデータを活用しながら根拠や観点を明確にして書いたり説明したりする授業づくりを行った。

具体的な取組みの内容「学校図書館を活用した授業づくり」「本に親しむ場づくり」

学校図書館を活用した授業づくり

①学識経験者を招聘した校内研修

「学校図書館を活用して考えをつなげ、深める学習・授業改善について」

講師：大阪大谷大学 教育学部 教職教育センター長
岩井 晃子 特任教授



②授業略案の共有

全学年・全教科の学校図書館を活用した授業略案を共有フォルダに整理し、全教職員が閲覧できるようにした。

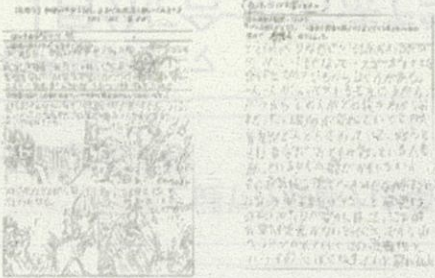
③市立図書館及び市内小中学校の学校図書館司書との連携

市立図書館や市内小中学校の学校図書館司書と連携し、できるだけ多くの図書資料を準備し、その中から生徒たちが主体的に図書を選択できるようにした。

④授業実践例

○音楽科（2年生）【歌舞伎】

事前に図書資料を活用して物語の流れを掴んだ後に鑑賞を行うことで、表現方法に集中して鑑賞することができ、「音楽や舞台の様子はどこでどのように感じたのか」について、議論を深めることができた。



○美術科（3年生）【共同制作：仲間と好きなものを表現しよう☆】

各班が制作した作品を鑑賞しあう前に図書資料を活用して表現することやその手段の自由さを学習することで鑑賞のポイントをおさえ、今までにない着眼点で相互評価を行うことができた。

本に親しむ場づくり

①新聞の配架

学校図書館へ一般紙3紙を配架し自由に閲覧できるようにした。また、各机の上に「NIE」のワークシートを配置し、自由にチャレンジできるようにした。



②学校図書館の開放

昼休みの開放だけでなく、夏季休業中にも学校図書館を開放し、図書の貸出しを行った。



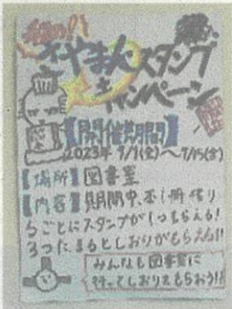
③テーマ別展示

学校行事や季節に応じた展示を行い、読書意欲の向上を図った。



④委員会活動の充実

委員会が「さやまんスタンプキャンペーン」と題し、図書の貸出数に応じて委員会の生徒が手作りしたしおりをプレゼントする活動を実施した。また、学校図書館内のPOPを手作りしたり、おすすめ本のスライドを作成したりするなど、読書活動の推進を行った。



11月30日に実施した
実践報告会の資料は、
こちらから。



取組みを通しての子どもの変容

・当初はインターネットを活用して情報収集する生徒が大半で、図書を使う生徒は2割未満だったが、取組みを進めていく中で図書を使う生徒が3割を超えるようになってきた。生徒に図書を活用する理由を問うと、「ネットは、すばやく情報を得られるが信頼できるかどうかわからない。」「小さい文字で書かれている図や表の説明がいいヒントになる。」などの声が聞かれ、図書を活用する良さを感ぜさせることができてきたのではないかと考える。

学校図書館での学習や、本や資料
を使って調べることは楽しい

4月

45%

11月

81.3%

つきたい力

取組みの概要・ポイント

- ・授業でICTを円滑に活用するための基礎的な力
- ・自分で学習形態・学習方法を主体的に選び、課題解決する力
- ・端末を効果的に活用して、自分の考えや根拠を示しながら、相手にわかりやすく説明する力

- ・すべての先生がICT機器を活用した授業づくりに関われるように、校内研究にタブレット活用を取り入れる。
- ・東小学校の子どもたちみんなが「正しく」「うまく」「効果的に」タブレットを活用できるように、デジタルシティズンシップに則った、主体的なルール作りを行った。

具体的な取組みの内容

タブレットの 効果的な活用

教育方針（めざす学校）

いのちと人権を大切に、
子どもが**安心して学べる**学校

確かな学力と健やかな体力を身に着け、**子どもが主役**の
活気ある学校

保護者や地域とともに子どもの
生き抜く力を育み、地域に貢献する学校

デジタルシティズンシップ
児童主体のルール作り

校内研究テーマ

「自分に合った方法で学ぼう～問い続け、共に学ぶ～」

6年生 総合的な学習の時間
情報モラル・ルールについて
「うまく」「正しく」「効果的に」
タブレットを活用しよう

内容だけでなく、学習方法を意識させる。つまり、
学び方を教える
学習形態…一人、ペア、グループなど
学習方法…インターネット、図書、インタビューなど

たくさん取り入れているクラスほど、、、

活動の切り替えに時間
がかかる

授業の内容に直接関係
ないことをしている

たくさん取り入れて

物珍しさをなくす

身近にあって
当たり前の

文房具に

用語の解釈をシンプルに
個別最適な学び
自分で決める、自分で学ぶ
協働的な学び
友だちの学習過程を参考に学ぶ

課題に対して
どの学び方が有効か
子どもに選択させる



取組みを通しての子どもの変容

子どもたちが、これからの予測できない社会に対応できるように、自律的に探究する態度の育成を図っている。初めは、与えられたタブレットに、やる気や興奮を覚えた子どもたちだったが、どのように扱うべきか考える機会を与えたことで、タブレットが学習の道具に変わり始めた。学び(単元)のゴールを示すことで、子どもたちに自分の学習ペースを選択させることができた。単元の目標や発達段階、実態に合わせながら、情報収集、整理・分析、アウトプットの方法など、学習の主導権を子どもたちに委ねていくことで、今日も教室は熱気にあふれている。

大阪狭山市立学校園で働くみなさんへ

～教育活動を行う際の留意事項について～

大阪狭山市教育委員会（R5.4～）

学校園で勤務している教職員や支援をしていただく皆さんには、法令で定められている禁止事項を守り、子どもの人権に配慮した指導や支援が求められます。

教育活動を行う際には、下記の点に留意していただきますようよろしくお願いいたします。



1. 守秘義務について

学校には個人的・公的な秘密があり、教職員には職務上知り得た秘密をもらしてはいけないという守秘義務があります。

講師や教育活動として子どもたちと関わりを持つ学校園支援人材のみなさんも同じで、活動の中で知り得た秘密（個人情報や成績等）は絶対に守らなければなりません。

次の①、②は、違法又は不適切な対応事例です。どのようにすべきであったか考えてください。

□① A教諭は友人と酒を飲みに行った際、友人の近所に住んでいるBさんの話題になった。BさんはA教諭が担任をしているクラスに在籍しており、様々な家庭事情を抱えていた。A教諭は酔っていたこともあり、Bさんの家を家庭訪問した際に知った家庭内の様々な事情を友人に話した。

□② C教諭は、年度当初に作成した家庭調査票をコピーし、カバンに入れ持ち歩いていたが、ある日の帰宅途中にひったくりに遭い、家庭調査票のコピーの入ったカバンをとられた。家庭調査票には生徒の家族構成、住所、電話番号、地図、健康状態などが記載されていた。

2. 体罰について

体罰は、法令で禁止されているだけでなく、子どもたちに身体的・精神的な苦痛を与える重大な人権侵害です。体罰は決して加えてはいけません。

次の①、②の事例について、体罰の可能性があるかどうか考えてください。

□① A教諭は、4月から小学校3年の担任を持ち、毎日宿題を出した。ところが、クラスの中で、Bさんだけが宿題を提出しなかったため、A教諭は給食の時間に入るとすぐにBさん呼び出し、事情を聴いた。A教諭の話が終わったのは、授業が始まる10分前であった。

□② C教諭は部活動の練習試合に付添っていた。試合を見ていたC教諭は、試合中に調子が出ないDさん呼び、叱りつけ、平手で頬を強く叩いた。Dさんを含む部員は、平手で頬を叩く行為を「気合い」を入れてもらうためとして肯定的に受け止めていた。

3. スクール・ハラスメントについて

教育の場におけるセクハラ行為やパワハラ行為などのハラスメントを総称してスクール・ハラスメントといわれています。一度発生すれば、学校教育への不信感が大きく広がるだけでなく、何よりも、児童・生徒の心身を深く傷つけ、個人の尊厳や人権を著しく侵害する絶対に許されない行為です。高い人権意識を持ち、絶対に許さないという認識のもと、根絶していかなければなりません。

次の①、②の事例について、スクール・ハラスメントとなる可能性があるかどうか考えてください。

- ① A教諭(男性)は、クラスの生徒(女性)から勉強に関する相談を受けた。やがて、A教諭は当該生徒と親しくなり、互いに好意を寄せているという内容のメールをやり取りするようになった。
- ② B教諭は、放課後、学習が遅れがちな生徒や希望する生徒に対して、補習を行っていた。この中で、B教諭はある生徒に対して、身体を近づけて個人指導を行ったり、頭を撫でたり、肩に手を置いたりした。

4. 政治的行為や宗教・営利活動について

【※実際に許可するか否かは、任命権者が職務への影響等を踏まえ、個別に判断します。】

地方公務員法第38条では、職員は、任命権者の許可を受けることなく営利企業等に従事することが禁止されています。

次の①、②の事例について、制限される行為かどうか考えてください。

- ① A教諭は、趣味を通じて得た知識を一般の人に知ってもらうため、いくつかのブログを開設した。A教諭は、開設したブログへの広告掲載を募り、月に数十万円の広告収入を得ていた。
- ② B教諭は地元の郷土史に興味があり、数々の発表を行っていた。ある日、従兄弟が趣味で主催する郷土史研究会の研修会で、講演を依頼された。講演は休日に行われ、B教諭は交通費を含め数千円の謝金を受け取った。

5. 信用失墜行為について

子どもたちにとってより充実した教育を行うためには、学校と子どもや保護者、地域との信頼関係づくりを欠かすことができません。

勤務時間中はもとより私生活においても教員としての自覚をもって行動すべきであり、不信を招くような行為は、厳に慎まなければなりません。

次の①、②の事例について、教員の信用を傷つけ、不名誉となる恐れがある行為かどうかを考えてください。

- ① サッカー部顧問のA教諭は、学校での勤務が終わった後、駅でCさんに出会い、食事に行くことになった。食事が終わって、支払いはCさんがすべて済ませてくれたので、B教諭はCさんにお礼を言って帰宅した。Cさんはスポーツ用品店の社長で、B教諭の勤務する学校から、サッカー部用物品購入を受注している業者の方であった。
- ② C教諭は、連休中に友人と自動車で行き先に出かけた。制限速度が40km/hの一般道を75km/hで走行中、対向車と接触し車体に少し傷がついたが、そのまま走行を続けた。

★守秘義務について

- ① 生徒の個人情報を他人に漏らすことは厳禁であり、地方公務員法に規定される守秘義務違反にあたる。家庭訪問で得られた情報は、極めて重要な個人情報が多く含まれることが考えられ、他者に漏らしてはならない。
- ② 便利であっても、生徒の個人情報を無断で持ち出ししてはいけない。学校には、成績情報をはじめとして、外部に持ち出ししてはいけない書類や情報が多くある。生徒の個人情報を持ち出す必要がある場合は、事前に学校長に相談し許可を受けなければならない。

★体罰について

- ① Bさんは昼休みが始まってから、昼食もとれない状態で担任と話していることになる。このように食事時間が過ぎても別室に留め置くことは肉体的苦痛を伴うこととなり、A教諭の行為は体罰にあたる可能性がある。この場合は、給食を食べた後放課後などに、Bさんと呼んで指導すべきである。
- ② 生徒が許容していても、平手に限らず児童・生徒を叩くのは厳禁である。体罰に頼ることなく、生徒が前向きに頑張ることができるような、適切なアドバイスが必要である。

★スクール・ハラスメントについて

- ① 教員が特定の児童・生徒と勤務時間内外に関わらず指導に関係のない電話やメールのやり取りすることは好ましくない。
- ② 生徒に対して、必要以上に身体を近づけたり、頭を撫でたり、肩に手を置いたりすることにより、生徒が不快に感じる場合が多い。特別な意識がなくても、生徒が不快に感じた場合、スクール・ハラスメントとなる。

★政治的行為や宗教・営利活動について

- ① 広告収入を得ており、報酬を得て事業又は事務に従事しているとみなすことができる。教員がこの様な広告収入を得ることは、公務の公正性が疑われ、公務に対する信頼の確保に悪い影響を与える恐れがあるため許可されない。
- ② B教諭が依頼された研究会は、職務上の利害関係はないものと判断できる。また、休日の勤務時間外であり業務に支障がなく、謝礼額も数千円と社会通念上の範囲内であるため、差し支えない。

★信用失墜行為について

- ① Bさんは、A教諭が顧問のサッカー部の物品購入の際に利用する業者の社長（利害関係者）であり、飲食等の接待を受けることは綱紀保持指針において禁止されている。仮に割り勘であったとしても、事前に届けが必要な場合があるので注意する必要がある。
- ② スピード違反は、死亡事故など大きな事故につながりかねない危険行為である。また、本件は対向車と事故を起こしており、警察にも通報しておらず、いわゆる当て逃げである道路交通法に違反する。教員は、交通安全教育を推進する立場にもあり、交通法規の遵守に努め、安全運転を心がけなければならない。

子どもに指導するときに、気をつけたいこと

○子どもは一人ひとり違います

障がいや傷病等により、配慮を要する子ども	家庭の状況が厳しく、配慮を要する子ども
・情緒障がい・知的障がい・視覚障がい・聴覚障がい・肢体不自由・病弱・発達障がい・その他、学校生活上で配慮を要する子ども 「障がい」には、外から見える障がいと<u>見えない障がい</u>があります	・祖父母や親戚の人と生活している ・病気や犯罪歴のある保護者と生活している ・貧困家庭 ・虐待やDV等の疑い 子どもの問題行動の背景には、このような家庭環境が原因となっている場合が、少なくありません

＊発達の特性とは・・・

脳機能の発達にアンバランスがあり、特定のことは非常に優れた能力を発揮する一方、ある分野は極端に苦手。この凸凹が著しいために、生活に支障をきたす。このような特性は理解されにくいいため、周囲は、「本人の努力が足りない」「親のしつけが足りない」と思いがちである。

(1) 障がいのある子どもに対して、配慮することは

①身体の一部を含む慣用句は、そのままの意味に受け取られる可能性があるので控えます。

＜例＞「片手落ち」・・・配慮や注意が一方にだけかたより、判断などの不公平なこと
「足を運ぶ」・・・あることのために、わざわざ出向く
「手が足りない」・・・働き手が足りないこと

②障がいの有無に関わらず、「みんな違って当たり前」そして、「どの子もすばらしい可能性を秘めた大切な存在である」として、尊重する気持ちが大切です。

多くの子どもと接するときは、「子ども同士が助け合っている場面」や「その子の状況に応じて精一杯がんばっている姿」などを見つけて、積極的に褒めるようにすることで、障がいのある子どもと共に、周りの子どもも成長します。

(2) 家庭の状況が厳しい子どもに対して、配慮することは

①「お父さんに言ってね」「お母さんに聞いてごらん」などの言い方は、辛い思いをする子がいますので、「おうちの人に言ってね」「おうちの人に聞いてごらん」という言い方にします。

また、家族の職業、家庭のプライベートなことについては、子どもに質問しないよう気をつけます。

②虐待や貧困等、様々なことが原因で、傷ついている子どもがいます。中には辛い体験を急に思い出す（フラッシュバックする）子どもがいるということをふまえ、実際に起きた事件などを生々しく話したり、ニュースをそのまま引用したりしないようにします。

(3) 大勢の子どもに対して、話をするときは

①子どもは、初めて出会う人に、非常に高い関心を抱きます。そして、自分たちのことを大切に思ってくれる人だということが伝われば、真剣に受け止めようとします。

②「落ち着きがない」、「勝手な行動をする」…こんな子どもがいる場合は、その子を注意するより、きちんとしている子どもを褒める方が効果的です。がんばろうとしている子どもの意欲を高め、全体の雰囲気がよくなる上、その子にとっても正しい行動を考える機会となるからです。

高圧的な指導は、一瞬で静かになる反面、本来伝えたい話の印象が薄れてしまい、子どもは、「怒られないようにすること」に気を取られます。



まるごとパック事業

南中(1/13)、狭山中(1/17)

南第一小(1/20)、第三中(2/3)

まとめの時期となる3学期、4校がそれぞれのテーマに沿って授業公開しました。

【南中】

○確かな学びを育む学校づくり推進校

○道徳教育推進事業校

として、「音読」や「書くこと」を大切にした授業や「考え、議論する道徳」。

【狭山中】

○スマートスクール実現モデル校

として1人1台端末を活用し、「主体的・対話的で深い学び」の実現をすすめる授業づくり。

【南第一小】

○学校目標である「やる気と笑顔いっぱいの一っ子」の具現化に向けた実践やコミュニティ・スクールとして取り組んできたこと。

【第三中】

○「ICT機器を活用した主体的・対話的で深い学びのある授業づくり」に取り組んできたこと。



全体会では、大学教授から道徳授業における「めあての明確化」について助言をいただきました。(南中)



話し合い活動では、ホワイトボードを活用するなど場面によって学習ツールを使い分けました。(狭山中)



コミュニティ・スクールの取り組みでは、地域の方々との顔の見える関係が感じられました。(南第一小)



1人1台端末を使って、自分のペースで英文を読み進めます。動きながら読むことが効果的だそうです。(第三中)

外国語(英語)教育担当者連絡会

授業公開を含めて年2回実施している連絡会、11月の南第二小学校、1月の狭山中学校、ともにALTが討議会に参加し、関西大学の竹内教授から「書く」指導の工夫や言語活動の充実に向けた授業づくりについて直接話を聞き、共有することができました。

教育委員会として、今後、就学前に行ってきた英語の学びをどのように小学校低学年につなぐのか、また義務教育修了時の目標であるCEFR A1レベル(英検3級)相当以上の修得のためにはどのような取組みが効果的であるのかを考える機会となりました。



部活動地域移行に向けて

令和5年度から令和7年度の改革推進期間の前に、生徒・保護者・教職員にアンケートを実施するとともに、地域のスポーツや文化芸術に関わりのある方々を対象に、現時点での本市の考えを説明するなど、移行に向けた準備を進めています。

アンケートからは「専門家と一緒にするのはメリットがある。」や「休日だけではなく、一斉に移行して欲しい。」、また「地域のかたと一緒に活動するのはいいこと。」などの意見がありました。

また、説明会では、「先生たちの負担軽減は理解できるが、子どもたちの気持ちを大切にしたい。」や「新しいクラブを立ち上げてもいいのか。」など様々なご意見を頂戴しました。

今後も先進地の情報を集めるなど、地域移行に向けた準備を着実に進めていきます。



来年度も
よろしく
お願いします。



校種間連携

市内3つの中学校区では、それぞれ「めざす子ども像」を共有し合い、様々な校種間の連携・交流活動を行っています。

6月21日(水)に、北小学校の1年生が東野幼稚園へ行き、自分が選択した遊び場で楽しく遊んでいました。遊びを通じて、協力して穴を掘ったり、あわあわのケーキを創作したりしていました。

同じ活動の中でも、発達段階に応じた学びを設定していくことが、就学前と小学校の「架け橋プログラム」につながると考えています。



大阪狭山市 HP「校種間連携」

大阪府在日外国人教育研究協議会 第31回研究集会(南河内大会)

6月17日(土)に、「ちがいを豊かさにー多文化共生社会を切り拓く子どもたちの未来をー」をテーマに実施されました。

このテーマには、外国にルーツのある子どもたちとそのまわりの子どもたちが、互いのちがいを尊重しながらともに生きることでできる多文化共生社会を実現する、という強い決意が込められています。

全体会では、外国にルーツのある方から、「これからつないでいきたいもの」として、人間関係に一步踏み出すのが難しくなる世代には、「誰かの気持ちを考えることが大切」、先生方には「子どもたちにおせっかいと思われるぐらい関わってあげてほしい」をメッセージとして伝えていました。



今年度も
よろしく
お願いします。



田植え体験

6月13日(火)に第七小学校の5年生が田植え体験をしました。JA 営農指導部の方々に準備と指導をしていただきました。広い田んぼに1列に並び、一生懸命苗を植えていました。田植え体験は、西小学校や南第一小学校、北小学校でも実施しています。

今年度、各校の首席や地域学校協働活動推進員を中心に「地域学習」のカリキュラムを作成しています。各校で現在実施している取組を見直し、系統立てることを目的としています。



北小学校
田植え



ミライを育む、サヤマの給食

6月1日からメニューや調理の様子など、学校給食に関する情報をお知らせする「Instagram」を始めました。

徐々にフォロワーも増えており、注目度が上がっています。また、市の「広報おおさかさやま」6月号では、学校給食の特集記事が組まれました。下の二次元コードから、ぜひご覧ください。



Instagram

広報6月号特集記事



令和6年度使用教科用図書の採択

令和6年度使用教科用図書の採択が始まっています。大阪狭山市の教科書センターは大阪狭山市立図書館です。7月18日(火)まで各教科書会社の教科書を展示しておりますので、ぜひご覧ください。

【アンケートにもぜひご協力ください。】





啐啄 そったく

161号

令和5年(2023年)9月28日発行

<http://www.city.osakasayama.osaka.jp>

gakkou@city.osakasayama.osaka.jp

大阪狭山市教育委員会学校教育グループ



大阪狭山市教職員研修

今年度も充実した研修をたくさんの方に受講してもらえよう、また“例年通り”とならぬように取り組みました。受講者各々が学び得たことを各校園で共有・活用をお願いします。



その他の研修の様子も
市役所HPにあります

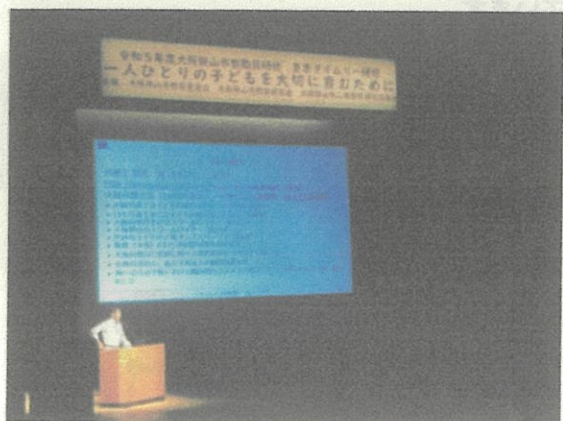
タイムリー研修

令和5年8月7日(月)

今年度は弁護士法人 淀屋橋・山上合同の渡邊徹弁護士を講師にお招きし、スクールロイヤーの立場から学校の『いじめ事案への対応』について教えていただく時間を設けました。

事後のアンケートより、「集団作り」や「法に基づく認知」、「保護者との関係づくり」など、様々な観点に課題を感じられたことなど、たくさんの感想や意見がありました。子どもを中心とした学校、家庭、地域の連携を進めていきましょう。

午後からは大阪狭山市人権教育研究協議会が主催する研修会が開かれ、北小学校と第七小学校の実践報告がありました。また、向野まちづくり協議会の塩谷 幸子さんによる講演も含め、「力をもらえた」、「人権意識が高まった」等の感想がありました。

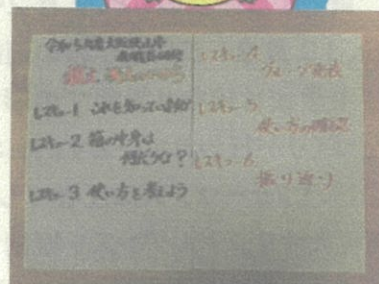
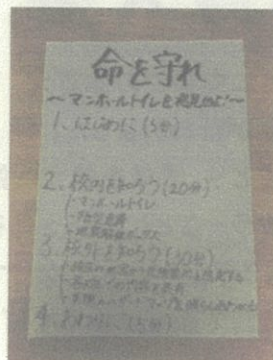


ふるさと さやま 発見 研修

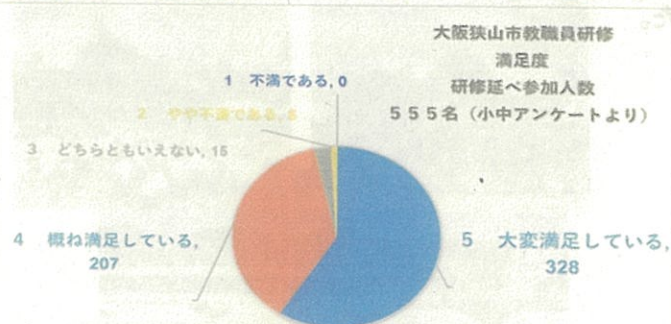
初任者と他市町村からの転任者、そして10年経験者を加えたメンバーで今年度版の『ふるさと さやま 発見』研修を実施しました。大阪狭山市教育振興基本計画の重点目標にありました『防災の観点』を重視し、大阪府立狭山池博物館や、大阪狭山市危機管理室ともコラボレーションすることができた研修となりました。

午前・午後と長丁場の研修となりましたが、参加者は研修の終盤で行いました『防災研修を企画する』といったグループワークにおいても、様々なアイデアを持って参加し、丁寧に取り組まれている姿が印象的でした。

ぜひ、各校において成果を共有してほしいと思います。



夏季研修アンケートより



アンケート結果より95%以上の肯定的な意見をいただきました。「様々な講師をお招きした研修から普段聞くことのできない貴重なお話や体験に基づくお話を聞くことができた。」や「グループワークでは協働的な学びの楽しさがあった。」、「これまでにはなかった教職員間の交流などに充実感を感じることができた。」等の感想が数多くありました。



大阪狭山市ジュニア作品展

第31回となる大阪狭山市ジュニア作品展が10月22日から10月29日まで開催されました。子どもたちの生き生きした作品が会場いっぱいに飾られ、訪れる方も自然に笑顔になっていました。子どもたちには、のびのびと描いたり作ったりする中で、感じたことを表現する喜びをつかんでももらえたらと思います。



運動会・体育大会

爽やかな秋空のもと、9月29日に中学校の体育大会、10月21日に小学校の運動会が行われました。

中学校は縦割り集団での形式をとり、学年を越えた集団づくりが行われています。特に、カラーごとに披露される応援パフォーマンスは圧巻でした。3年生が中心となって考えたオリジナルダンスを縦割り集団で順々に繰り広げ、各カラー集団の熱い思いを表現していました。

小学校も、地域や保護者の方々に見守られ、子どもたちの元気な演技や競技に大きな応援や拍手が贈られていました。



台湾からの視察 10月11日

台湾南西部に位置する嘉義(かぎ)県の教育関係者による国際交流訪問団の視察がありました。主に「通級指導」の視察を目的に、大阪府教育庁の紹介を受け、午前中に狭山中学校を、午後には南第三小学校を訪れ、児童・生徒が指導を受けている様子を直接ご覧いただきました。それぞれの担当者が支援教育や通級指導教室の説明を行うと、皆さん熱心にメモをとられ、指導方法や教材など、様々な情報交換や交流ができました。



支援学級 中学校区交流

支援学級に在籍して学習する児童・生徒が中学校区ごとに集まり、交流会を持ちました。狭山中学校区・第三中学校区の子どもたちは、それぞれ、この日のために準備した、手作りのゲームをいっしょに楽しみました。参観に来られた保護者の方にとっても互いに交流する良い機会となりました。南中学校区の交流会は、11月29日を予定しています。



学校給食における食物アレルギー対応について

【基本的な考え方】

- ・学校給食は、学校教育の一環として実施されているため、本市では食物アレルギーをもつ児童生徒に対して可能な範囲で対応します。
- ・対象を副食とし、調理段階での食材料の除去を原則とします。

【具体的な対応について】

◎ 対応基準

- ・医師により食物アレルギーと診断されていること。
- ・アレルゲン（原因食品）が特定されており、医師から指示され食事療法を行っていること



◎ 食物アレルギー対応除去食

- ・除去できるもの《5種類9品目》

- ① 卵
- ② 乳製品（牛乳、チーズ、ヨーグルト、バター、脱脂粉乳）
- ③ いか
- ④ えび
- ⑤ かに

◎ デザートについて

卵や乳製品を含むデザート（プリン、ヨーグルトなど）で、アレルギーをおこす児童生徒には、代替としてゼリーを提供します。

◎ 成分表の配布

- ・調味料、パンの材料・配合割合、ふりかけなどの成分表…年間1回配布（4月末）
- ・加工食品、デザート類など…毎月入札後配布

※ 成分表は、学校を通じて配布します。

◎ 申請方法および実施までの流れ

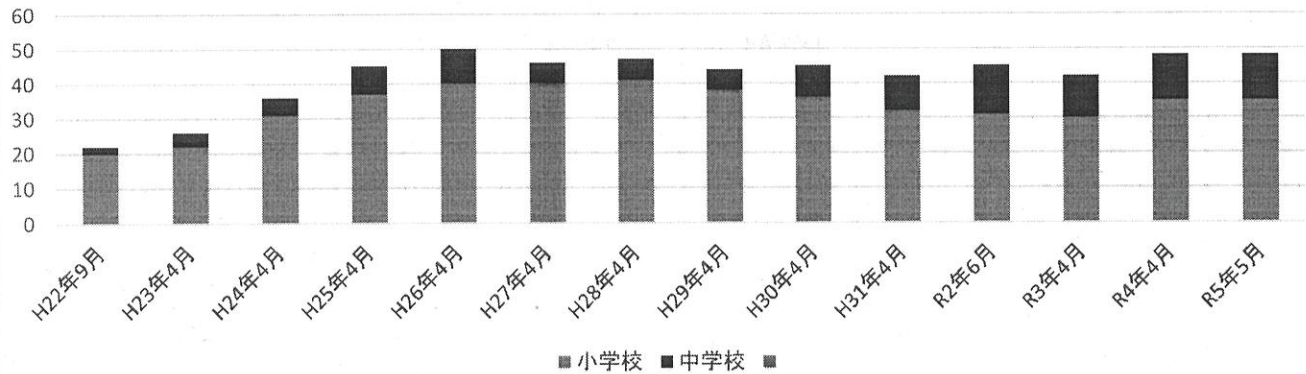
- ・除去食希望者に対する食物アレルギー調査票に記入・提出 ⇒ 保護者・学校管理職・養護教諭・給食センター所長・栄養教諭で面談 ⇒ アレルギー対応食依頼書・学校生活管理指導表を提出 ⇒ アレルギー対応食決定通知書送付 ⇒ アレルギー除去食実施

◎ その他（食物アレルギー対応除去食以外）

- ・牛乳・パン・おにぎりのふりかけ停止
それぞれの停止依頼書の提出によって実施（診断書の提出は不要）

食物アレルギー除去食提供者数

【単位:人】



【令和5年5月現在 単位:人】

学校名	学年	除去食〔5種類9品目〕					
		①卵	②乳製品(牛乳・チーズ・ヨーグルト・バター・脱脂粉乳)	③いか	④えび	⑤かに	
東 小	低学年	3	1	1	1	1	
	中学年	1	1				
	高学年	3	2	1	1		
計	10	7	4	2	2	1	
西 小	低学年	2	1		1	1	
	中学年	1	1		1	1	
	高学年			1	1	1	
計	6	3	2	1	3	3	
南第一小	低学年		1				
	中学年	1				1	
	高学年						
計	3	1	1	0	0	1	
南第二小	低学年	4			1	1	
	中学年		1				
	高学年	1	1	1	2	1	
計	9	5	2	1	3	2	
南第三小	低学年	1	1				
	中学年	1					
	高学年						
計	2	2	1	0	0	0	
北 小	低学年	3	1		1	1	
	中学年	2	2				
	高学年	1	1				
計	8	6	4	0	1	1	
第七小	低学年	1				1	
	中学年				1		
	高学年	1	1				
計	3	2	1	0	1	1	
狭山中		4	1	1	3	2	
計	7						
南 中				1	1	1	
計	2						
第三中		1	1	1	2	2	
計	3						
小学校計	41	26	15	4	10	9	
		一種類	23	複数	18	全て	0
中学校計	12	5	2	3	6	5	
		一種類	7	複数	5	全て	0
合 計	53	31	17	7	16	14	
		一種類	30	複数	23	全て	0

狭山池シンポジウム2023

— 史跡から考える

くらしと水環境 —

狭山池と水

令和5年
10/28(土)
13:30~16:00

定員 96名
(事前申込・先着順)
参加費 無料

主催 大阪狭山市・大阪狭山市教育委員会

後援 大阪府教育委員会・南海電気鉄道株式会社
泉北高速鉄道株式会社・大阪狭山市商工会

大阪府立狭山池博物館
大阪狭山市立郷土資料館

ホール

令和5年
10/28(土)
13:30~16:00

狭山池は1400年前の飛鳥時代に田畠へ水を供給する人工のため池として築造され、現在に至るまでその維持管理に多くの人がかかわってきました。今の狭山池が維持されてきた背景には、先人たちの類まれなる努力がありました。

現在の狭山池は、平成の改修を経て、灌漑機能と高い治水機能を併せ持ち、整備された狭山池公園は憩いの場として活用されています。今、私たちは未来へ向けて、史跡狭山池を守り伝える立場にあります。

14回目を迎える今回のシンポジウムでは、狭山池を未来へ伝えるために、私たちに何ができるのか。水の環境の保全、利用と活用をテーマに狭山池の水の流れる範囲、流域全体を視野に入れて、これから先も狭山池を維持し続けるための方向性を考えます。

- | | |
|---------------|---|
| 13:00 | 開 場・受付開始 |
| 13:30 ~ 13:40 | 開 会・市長あいさつ |
| 13:40 ~ 14:00 | 平井 規央「狭山池の環境と生物」
(大阪公立大学大学院農学研究科教授) |
| 14:00 ~ 14:20 | 石渡 雄士「都内最長の用水路をもつ日野市の歴史とその活用」
(秋田公立美術大学美術学部助教) |
| 14:20 ~ 14:40 | 平山 奈央子「琵琶湖が繋ぐ 人と自然 人と人」
(滋賀県立大学環境科学部准教授) |
| 14:40 ~ 14:50 | 休憩(10分) |
| 14:50 ~ 16:00 | パネルディスカッション
コーディネーター 上甫木 昭春(大阪府立大学名誉教授)
パネリスト 平井規央・石渡雄士・平山奈央子 |

申し込み・問い合わせ先
大阪狭山市教育委員会事務局 教育部 歴史文化グループ
〒589-8501 大阪狭山市狭山一丁目2384番地の1
TEL 072-366-0011(内線826)
E-mail sayamaike@city.osakasayama.osaka.jp

申し込み方法

事前申し込み。歴史文化グループにある申込用紙に必要事項(郵便番号・住所・氏名(ふりがな)・電話番号)を記入の上、直接。または、「狭山池シンポジウム参加希望」と必要事項を明記の上、はがき・申し込みフォーム・電子メールで。

申し込み期間

令和5年9月1日(金)~10月20日(金)(先着順)

申し込みフォーム QRコード

申し込みフォーム アドレス

<https://logoform.jp/form/8s6o/303551>



狭山1970 ユニ ター 大阪万博 の時代

令和5年度大阪狭山市立郷土資料館企画展

記念講演会

2024年(令和6)1月27日(土)
13:30～15:00(13:00開場)

「1970年大阪万博の基本理念」

五月女賢司氏(大阪国際大学准教授)

会場:大阪府立狭山池博物館ホール

(当日先着順:定員126名)

後援:大阪府教育委員会・大阪狭山市商工会

2024年1月13日(土)
→2024年3月3日(日)

開館時間 10:00～17:00(入館は16:30まで)

入館無料

大阪府立狭山池博物館 特別展示室

大阪狭山市立
郷土資料館

大阪府立 狭山池博物館
OSAKA PREF. SAYAMAIKE MUSEUM

◎所在地/〒589-0007 大阪狭山市池尻中2丁目
◎TEL/072-367-8891 ◎FAX/072-367-8892
◎ホームページ/<http://www.sayamaikehaku.osakasayama.osaka.jp>
◎休館日/毎週月曜(月曜が祝休日の場合は翌日、
2月13日～19日までメンテナンス休館)

市立幼稚園、認定こども園、民間保育所、小規模保育事業の在籍数、定員数(令和6年1月1日現在)

●市立幼稚園・認定こども園(1号認定子ども)

	1号認定				
	利用定員	3歳児	4歳児	5歳児	計
東幼稚園	210	26	26	27	79
半田幼稚園	105	16	17	20	53
東野幼稚園	105	12	14	13	39
幼稚園計	420	54	57	60	171
市立こども園	75	7	8	8	23
大野台こども園	75	28	25	21	74
つぼみこども園	15	6	4	5	15
山本こども園	15	10	4	0	14
大谷さやまこども園	75	27	19	24	70
きらりこども園	57	9	5	3	17
池尻ななこども園	15	2	4	2	8
認定こども園計	327	89	69	63	221
合 計	747	143	126	123	392

●認定こども園・民間保育所・小規模保育事業(2号・3号認定子ども)

	2号認定					3号認定					合計	
	利用定員	3歳児	4歳児	5歳児	計	利用定員	0歳児	1歳児	2歳児	計	利用定員	在籍数
市立こども園	95	27	30	30	87	56	11	18	24	53	151	140
大野台こども園	90	29	33	34	96	54	12	25	29	66	144	162
つぼみこども園	70	27	27	30	84	50	12	25	23	60	120	144
山本こども園	48	18	17	21	56	32	8	13	18	39	80	95
大谷さやまこども園	75	31	33	35	99	51	9	18	24	51	126	150
きらりこども園	90	43	40	36	119	73	17	32	24	73	163	192
池尻ななこども園	63	23	20	22	65	50	13	21	25	59	113	124
認定こども園計	531	198	200	208	606	366	82	152	167	401	897	1,007
池尻保育園	75	31	21	27	79	45	9	19	22	50	120	129
ルンビニ保育園	54	23	16	17	56	36	4	13	13	30	90	86
花梨つばさ保育園	72	26	29	27	82	48	7	24	25	56	120	138
夢の実保育園	60	13	3	3	19	40	10	23	13	46	100	65
民間保育所計	261	93	69	74	236	169	30	79	73	182	430	418
西山台くむら小規模保育園(小規模保育)						19	4	5	7	16	19	16
合 計	792	291	269	282	842	554	116	236	247	599	1,346	1,441

	利用定員	在籍数
1号認定	747	392
2号認定	792	842
3号認定	554	599

あそびのひろば

～近くの集会所で一緒にあそぼう～

令和5年度

2か月～就学前の子どもとその保護者が対象です。

認定子育てサポーターと親子で一緒に楽しい時間を過ごしましょう！

ふれあいあそび・絵本などのお楽しみタイムもありますよ♪



【時 間】10:00～ 1時間程度

※コロナウイルス感染対策の為 人数制限をもうけています。

(池尻コミュニティホールのみ1週間前より申し込み制です)

	東野地区 公民館	南海狭山住宅 自治会館	池尻コミュニティ ホール	山本地区会館 (西北会館)	大野台3丁目 自治会館
○4月	12日(水)	27日(木)	13日(木)	17日(月)	
5月	10日(水)	25日(木)	18日(木)	15日(月)	
6月	7日(水)	15日(木)	8日(木)	12日(月)	13日(火)
7月	19日(水)	20日(木)	6日(木)	3日(月)	11日(火)
8月	な つ や す み				
9月	13日(水)	14日(木)			
○10月	25日(水)				
11月	22日(水)	16日(木)	9日(木)	13日(月)	
12月			14日(木)	11日(月)	
1月	17日(水)	25日(木)	18日(木)	22日(月)	23日(火)
2月	7日(水)	22日(木)	15日(木)	19日(月)	13日(火)
3月	6日(水)	14日(木)	7日(木)	11日(月)	12日(火)

※駐車場はありません。徒歩か自転車でお越しください。

お問い合わせ先 大阪狭山市子育て支援・世代間交流センター“UP つぶ” 072-360-4320

あおぞらひろば

～公立幼稚園・こども園と一緒にあそぼう～

2か月～就学前の子どもとその保護者が対象です。

認定子育てサポーターと親子で一緒に楽しい時間を過ごしましょう！

ふれあいあそび・絵本などのお楽しみタイムもありますよ♪

【時 間】10:00～ 1時間程度

※コロナウイルス感染対策の為 人数制限をもうけています。

(駐車場はありません。徒歩や自転車でお越しください)

令和5年度



	東幼稚園	半田幼稚園	東野幼稚園	市立こども園 (0～3歳児施設)
4月				
5月	11日(木)	17日(水)	24日(水)	
6月	22日(木)	21日(水)	14日(水)	19日(月)
7月	13日(木)	12日(水)	5日(水)	10日(月)
8月		30日(水)		
9月			6日(水)	11日(月)
10月	19日(木)	4日(水)	11日(水)	23日(月)
11月	30日(木)	15日(水)	29日(水)	20日(月)
12月	7日(木)	13日(水)		
1月	11日(木)	24日(水)	10日(水)	15日(月)
2月	1日(木)	28日(水)	21日(水)	5日(月)
3月				

お問い合わせ先

大阪狭山市立子育て支援・世代間交流センター

“UPっぽ”

072-360-4320

あおぞらひろば

～近くの公園で一緒にあそぼう～

令和5年度

2か月～就学前の子どもとその保護者が対象です。

認定子育てサポーターと親子で一緒に楽しい時間を過ごしましょう！

ふれあいあそび・絵本などのお楽しみタイムがありますよ♪

ブルーシートを敷くので小さいお友だちも参加できます。



【時 間】 10:00～ 1時間程度

【持 ち 物】 お茶・帽子など 各自必要なもの

春	○狭山池博物館 屋上庭園	○大野第6公園	○東池尻児童遊園	○大野台第6公園 (通称ロケット公園)
4月	21日(金)	14日(金)	18日(火)	
5月	19日(金)		9日(火)	12日(金)

秋	○狭山池博物館 屋上庭園	○大野第6公園	○東池尻児童遊園	○大野台第6公園 (通称ロケット公園)
10月	27日(金)	13日(金)	17日(火)	
11月	17日(金)		7日(火)	10日(金)

駐車場はありません

徒歩か自転車でお越しください

※雨の場合は中止となります。

※申し込みは不要です。直接お越しください。

お問い合わせ先

○大阪狭山市立子育て支援・世代間交流センター

“UP つぶ”

072-360-4320



対象

大阪狭山市在住で、妊娠中の方および就学前の
子どもの保護者ならどなたでも相談できます。
相談は無料です。

相談時間

月曜日～金曜日 9:30～17:00

※土日・祝日・年末年始は休み

相談方法

来園

大阪狭山市立子育て支援センター
“ぽっぽえん” または、
大阪狭山市立子育て支援・世代間交流センター
“UP っぷ” へお越しください。

※来園される日を事前に予約して
いただくと、ゆっくりお話できます。

電話

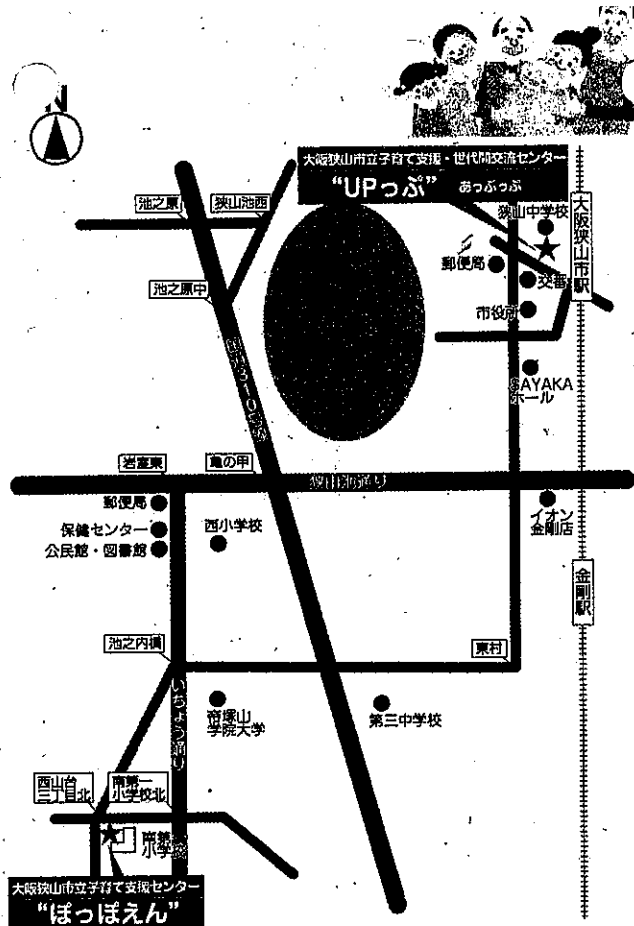
ぽっぽえん (072) 360-0022

UP っぷ (子育て交流ひろば) (072) 360-4320

メール

ぽっぽえん
poppoen@city.osakasayama.osaka.jp

UP っぷ
upp@city.osakasayama.osaka.jp



問い合わせ

大阪狭山市立子育て支援センター“ぽっぽえん”

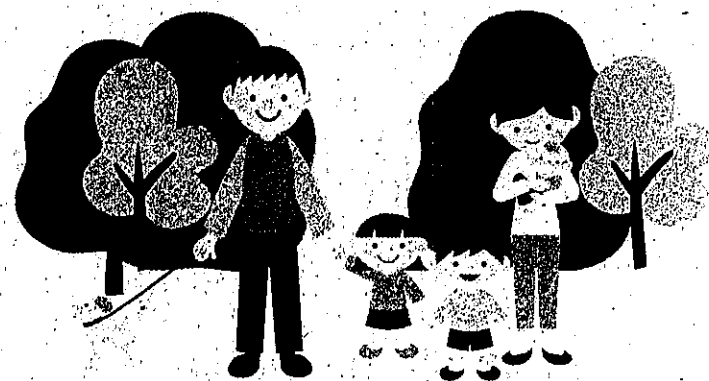
〒589-0022 大阪狭山市西山台三丁目2番1号
TEL: (072) 360-0022
MAIL: poppoen@city.osakasayama.osaka.jp

大阪狭山市立子育て支援・世代間交流センター“UP っぷ”

〒589-0005 大阪狭山市狭山四丁目 2303 番地の2
TEL: (072) 360-4320 (子育て交流ひろば)
MAIL: upp@city.osakasayama.osaka.jp

大阪狭山市 利用者支援事業

…… 利用のご案内 ……



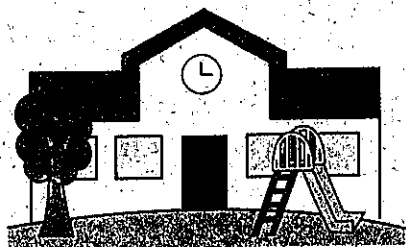
子育てをしていて「こんなこと聞いていいの？」

「誰に相談すればいいの？」など、

どこに相談すればよいか迷ったときは

保育・子育てコンシェルジュにご相談ください。

保育所、幼稚園、こども園などの
利用について知りたい。



引越してきたばかりで
地域にどのような施設が
あるのかわからない。

たまには子どもを預けて
リフレッシュしたい。

いつか働きたい。
週3日でも子どもを預かってくれる
ところはある？



子育て中の親同士が
知り合う場所はある？

子どもの発達が気になる。
相談できるところはある？

初めての妊娠で不安です。
話を聞いてほしいなあ。

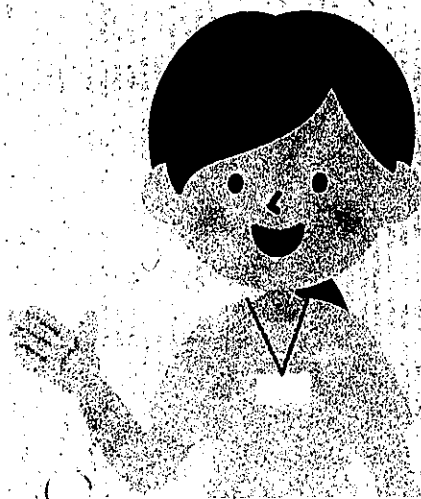


どんなことが 相談できますか？

利用者支援事業は、保育や
子育てに関するサービスを
スムーズに利用できるように、
相談や情報提供、関係機関との
連絡調整など、個々のニーズに
あった必要な支援を行う事業です。

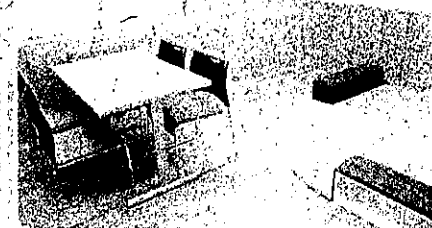
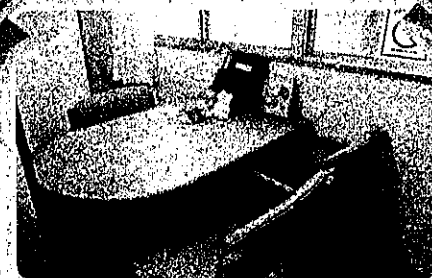
どこに相談すればよいか迷ったときは、
大阪狭山市立子育て支援センター“ぽっぽえん”
または大阪狭山市立子育て支援・世代間交流セン
ター“UPっぶ”にお越しください。
専門の保育・子育てコンシェルジュがお待ちして
います。

ゆっくりとお話を
お聞きします。
気軽に声をかけて
ください。



保育・子育てコンシェルジュ

利用者支援コーナー



手をつなGO!



大阪狭山市発達障がい児等支援事業

この事業は、大阪狭山市発達障がい児等支援事業として、大阪狭山市が社会福祉法人大阪府障害者福祉事業団に委託して実施しています。

「手をつなGO!」では療育事業と相談事業をおこなっています。

このようなことで、気になることはありませんか？

- ・一人遊びに夢中
- ・話しかけても気づかない
- ・大きな音や、雑踏が苦手
- ・キラキラしたものに没頭する
- ・身体の使い方がぎこちない
- ・友達のルール違反を過剰に指摘
- ・うまく友達の輪に入れない
- ・たくさん話すが、会話になりにくい
- ・急な予定変更が苦手
- ・初めての場所で混乱する
- ・気持ちや行動の切り替えが苦手

～ちょっとした工夫や接し方を変えてみることで、子どもも周囲の大人も楽になります～

- ◆場所 : 大阪狭山市立子育て支援センター“ぽっぽえん”内
- ◆目的 : 発達のサポートが必要な市内在住の子どもに対し、日常生活や園・学校生活がより快適に過ごせるように、一人ひとりに応じて必要な支援を行います。
- ◆対象 : 療育→小学校3年生までの子どもと保護者
相談→中学校3年生までの子どもに関わる保護者及び関係者

1 療育

大阪狭山市在住の小学校3年生までの子どもが対象です。

保護者同伴で隔週1回、1年間継続して通ってもらいます。

実施に当たっては発達プロフィール、生活スキル、行動特性の評価と本人や家族のニーズを踏まえた上で、保護者の方と一緒に一人ひとりに応じた支援計画を立案し、支援を行っていきます。

療育で身につけたことは日常生活で活かせるように、学校・園とも連携して支援を行っていきます。

2 相談

大阪狭山市在住の中学校3年生までの子どもに関する相談をお受けしています。“気になることがあって不安”“子どもが発達障がいと診断されてどうすればいいかわからない”などお気軽にご相談ください。

なお、相談は無料・予約制です。詳細は下記までお問い合わせください。

〈問い合わせ〉大阪狭山市立子育て支援センター“ぽっぽえん”内
大阪府大阪狭山市西山台3-2-1
Tel 072-360-0022

ペアレントトレーニング ～つながろう～

子どもとの接し方、褒めるコツを知ろう！

集中が続かない



切り替えが難しい



こんな悩みありませんか？

落ち着きがない



子どもとの接し方が
わからない



このような保護者の方に
ペアレントトレーニングが
おすすめです

褒めるところが
わからない...



子育てに自信が
ない...



ペアレントトレーニングとは...

子どもの行動を理解し、どのようなかわりが効果的かを
具体的に学び、子どものいい行動を増やしていき、より良い親子関係づくりを目指しています！

令和 5 年 ①10 月 2 日(月)
②10 月 23 日(月)
③11 月 6 日(月)
④11 月 20 日(月)
⑤12 月 4 日(月)

※全 5 回出席が基本で、事前面談があります。

(9 月)

令和 6 年 3 月 11 日(月)にフォローアップをします。

対象 小学校三年生までの子どもの保護者

時間 午前 10 時～11 時 30 分

場所 市立子育て支援センター

“ぽっぽえん” 研修室①

定員 6 名

託児 別室保育あり 保険料が必要です

※詳しい問い合わせはぽっぽえんまで

参加費 無料

申し込み・問い合わせ

申し込み用紙に記入の上、
令和 5 年 8 月 1 日(火)～8 月 10 日(木)までに
直接または郵送で下記へ。

住所:〒589-0022

大阪狭山市西山台三丁目2番1号

子育て支援センター“ぽっぽえん”

電話:360-0022 担当:大西・倉橋・大庭

※定員を超えた場合は抽選です。

結果は令和5年8月18日(金)に郵送で通知します。

大阪狭山市立子育て支援センター“ぽっぽえん”



子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯分) のご案内



ひとり親世帯の支援のため、**新たな給付金の支給**を実施します！

1. 支給対象者

■ 以下の①～③のいずれかに該当する方

- ① 令和5年3月分の児童扶養手当受給者の方
- ② 公的年金等を受給していることにより、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない方
(「公的年金等」には、遺族年金、障がい年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などが該当します。)
- ③ 食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

※ 上記②又は③に該当する場合であっても、ひとり親世帯以外の子育て世帯対象の子育て世帯生活支援特別給付金の支給を既に受けている場合は、本給付金の支給は受けられません。

2. 支給額

児童1人当たり一律 **5万円**

■ 支給手続きについては裏面に掲載しています。必ずご確認ください。

「子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」の
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに大阪狭山市から問い合わせを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。

裏面に続きます。必ずご確認ください！

3. 給付金の支給手続き

■ 令和5年3月分の児童扶養手当受給者の方（表面1の①に該当する方）

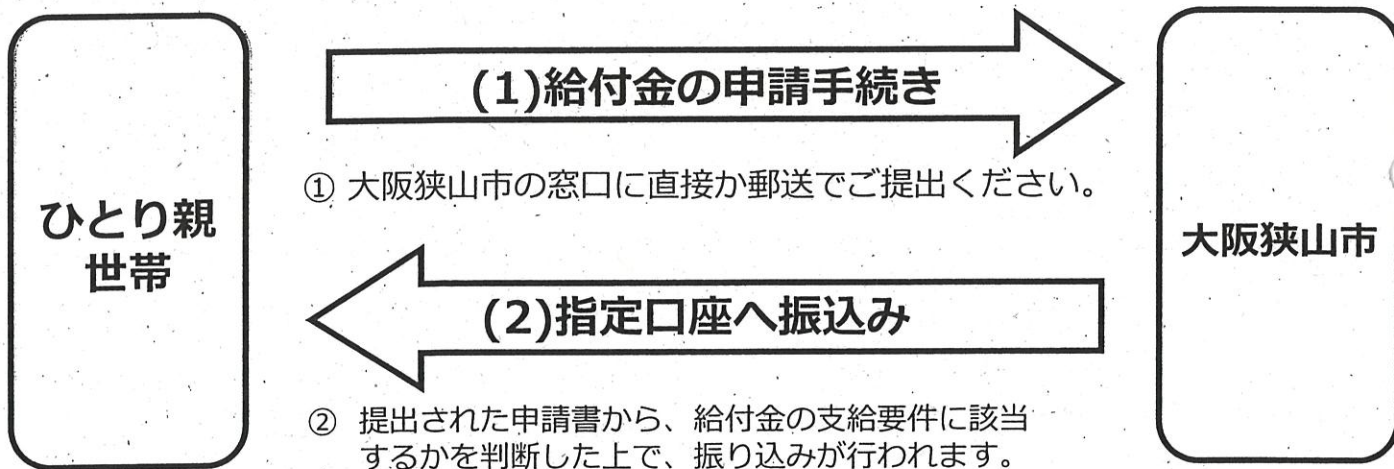
- ▶ 給付金は、**申請不要**で受け取れます。
- ▶ **5月下旬頃**、令和5年3月分の児童扶養手当を支給している口座に振り込みます。

【ご注意ください】

- ※ 給付金の支給を希望しない場合は、受給拒否届出書を提出してください。
- ※ 児童扶養手当の支給に当たって指定していた口座を解約しているなど、給付金の支給に支障が出る恐れがある場合は、振込指定口座を変更するなどの手続きをしてください。

■ 上記以外の方（表面1の②又は③のいずれかに該当する方）

- ▶ 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- ▶ 【申請受付期間】
令和5年6月1日（木）～令和6年2月29日（木）（当日消印有効）
- ▶ 申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともに大阪狭山市にご提出ください。



【お問い合わせ先】

- ・ 072-349-8015（直通）（受付時間：平日9:00～17:30）
大阪狭山市役所 子育て支援グループ
- ・ 0120-400-903
こども家庭庁コールセンター（受付時間：平日9:00～18:00）

子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親以外の世帯分) のご案内



下記支給対象者に当てはまる方は

申請が必要です！

1. 支給対象者

①②の両方に当てはまる人(※ひとり親世帯分の給付金を受け取った人を除く)

① 令和5年3月31日時点で**18歳未満の児童**

(特別児童扶養手当の支給要件に該当している障がい児の場合、**20歳未満**)
を養育する父母等

(※令和6年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。)

② { ■ 令和5年度**市町村民税(均等割)**が**非課税**の人
または
■ 令和5年1月1日以降の収入が急変し、
市町村民税非課税相当の収入となった人

○. 支給額 児童1人当たり 一律 **5万円**

3. 給付金の支給手続き

▶【申請受付期間】

令和5年6月1日(木)～令和6年2月29日(木) (当日消印有効)

▶ 申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともに大阪狭山市
にご提出ください。

【お問い合わせ先】

・ 072-349-8015 (直通) (受付時間：平日9:00～17:30)
大阪狭山市役所 子育て支援グループ

・ 0120-400-903
こども家庭庁コールセンター (受付時間：平日9:00～18:00)

東幼稚園では下記の日程で2歳児の広場を開催します。
 幼稚園の先生と楽しく遊びましょう。
 親子登園から始め状態にあわせ母子分離します。
 是非お越しください。
 対象者は令和2年4月2日～令和3年4月1日生まれになります。



令和5年

未就園事業予定日程 火曜日と金曜日です 10時～11時30分頃 時期により変更あり	曜日	4月	5月	6月	7月	8月
	火	18 25	9 16 23 30	6 13 20 27	4 11	
	水	26	10 17 24 31	7 14 21 28	5 12	
	金	21 28	12 18(木) 26 6/2	9 16 23 30	7 14	
		9月	10月	11月	12月	1月
	火	5 12	17 24 31	14 21 28	5 12	9 16 23
	水	6 13	18 25 11/1	15 22 29	6 13	10 17 24
	金	8 15	20 26(木) 11/2(木)	17 24 12/1	8 15	12 19 26
		2月	3月	※水曜日は2歳児保育参加者対象の 園庭開放を予定しています。午前10時～11時です。 		
	火	1/30 6 20	2/27			
	水	1/31 7 21	2/28			
	金	2 9 22(木)	1			



～申し込みについて～

申し込み・・・令和5年1月11日(水)～令和5年5月31日(水)
水曜日は除く 14時～16時の間に来園してください。
費用は不要 ただし保険代年額800円程度徴収予定

持ち物……上履き(洗った外靴可) お茶 必要な方は着替え

場 所……保育室(在園児の保育の都合により変更あり)

★車でのお来園はできません。徒歩か自転車でお越しください。

★人数によっては2クラスに分けさせていただきます。

★火曜日か金曜日のどちらか1日になります。

★2歳児保育参加者対象に水曜日に園庭開放も実施しております。
(雨の日は中止)

※申し込み期間が終了しましても、随時、受付をしています。ご連絡ください。

●「あおぞら広場」0歳～3歳児対象もありますよ

5/11	6/22	7/13	10/19
11/30	12/7	1/11	2/1

*手遊び 絵本の読み聞かせ 親子でふれあい遊び 制作あそび
などなど楽しい事を予定しています。是非ご参加くださいね。

*申し込みはいりません。その日に直接、幼稚園にお越しください。

*10時からはじめます。



あそびにきてね。まってま～す！

お問い合わせは 東幼稚園 365-0124





にこにこひろばに

参加しませんか？

半田幼稚園では下記の日程で2歳児「にこにこひろば」を開催します。

先生や子育てサポーターさんと楽しく遊びましょう

対象：令和2年4月2日～令和3年4月1日生まれのお子様とその保護者

日程：5月11日18日25日 6月1日8日15日22日29日 7月6日13日

9月14日 10月12日19日26日 11月2日9日16日30日

12月7日14日21日

R6年1月11日18日25日 2月1日8日15日22日29日 3月7日

時間：10時から11時30分

費用：保険代800円（5月11日に徴収します）

申込：令和5年1月11日(水)から5月31日(水)

(日程は予定です。変更するかもしれません。ご了承ください)



「にこにこひろば」に参加の方は、園庭開放にも参加できます。

日程：5月22日29日 6月5日12日19日26日 7月3日10日

9月4日11日 10月16日23日30日 11月6日13日20日27日

12月4日11日18日 令和6年1月15日22日29日 2月5日19日26日

(日程は予定です。変更するかもしれません。ご了承ください)



未就園対象の「あおぞら広場」もありますよ

(日程は、後日お知らせします。広報などでお確かめください)

問い合わせ：大阪狭山市立半田幼稚園

072-367-1823





子育て支援広場事業「ぴよぴよ」

参加者申し込みの受付開始



対 象：令和2年4月2日～令和3年4月1日生まれの

お子さんとその保護者

日 程：木曜日 10時～11時半

4月	5月	6月	7月
27	11, 18, 25	1, 8, 15, 22 29	6, 13
9月	10月	11月	12月
7, 14, 21, 28	12, 19, 26	2, 9, 16, 30	7, 14
1月	2月	3月	全て木曜日です。
11, 18, 25	1, 8, 15, 22, 29	7	

★2歳児保育参加者対象に園庭開放（火曜日）を行います。

日 程：園庭開放（火曜日）10時～

月	5月	6月	7月
日	2, 9, 16, 23, 30	6, 13, 20, 27	4, 11
9月	10月	11月	12月
12, 19, 26	17, 24, 31	7, 14, 21, 28	5, 12
1月	2月	3月	全て火曜日です。
16, 23, 30	6, 13, 20, 27	5	

費 用：保険代 800 円(初回4月27日に集めます)

内 容：親子で遊んだり、子ども達だけで遊んだりします。

運動遊び、制作や外遊び 幼稚園でたくさん遊ぶよ・・・楽しいよ♪

問い合わせ：東野幼稚園 072-366-1663



